

公立大学法人秋田公立美術大学職員育児休業細則

平成25年4月1日

規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員育児休業規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第50号。以下「育児休業規程」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 理事長は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第5条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（育児休業規程第8条に規定する事由に該当し

たことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業等に係る辞令書の交付)

第6条 理事長は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児休業又は育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児休業又は育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業又は育児短時間勤務をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児休業又は育児短時間勤務をしている職員について当該育児休業又は育児短時間勤務の承認を取り消し、引き続き当該育児休業又は育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児休業又は育児短時間勤務を承認する場合

(勤務した期間に相当する期間)

第7条 育児休業規程第9条第1項の別に定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業をしていた期間
- (2) 公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程細則(平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第66号)第58条第3号および第4号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間(業務傷病等による休職者(公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程(平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第65号)第25条第1項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)の規定の適用を受ける休職者をいう。)であった期間を除く。)

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したも

のとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の昇給日（公立大学法人秋田公立美術大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第67号）第30条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を調整することができる。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第9条 第2条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第10条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（部分休業の承認の請求手続）

第11条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第12条 第4条の規定は、部分休業について準用する。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか、職員の育児休業、育児短時間勤務および部分休業に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

